

令和2年度日本語教育人材の研修プログラム普及事業
よくある質問

文化庁国語課

<p>1 「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業」のカリキュラムと、今回の「日本語教育人材の研修プログラム普及事業」のプログラムは、どのように使い分けているのか。</p>
<p>募集案内の1ページ目にプログラムの定義を記載しています。ここでの研修プログラムとは、日本語教育機関において育成する人材像と教育理念、それを実現するための体系的に編成されたカリキュラム、研修担当講師を含めた人員体制、教育の実施方法、使用する教材及び評価方法を含むものとします。</p>
<p>2 研修受講者数について「年50名以上が受講できる事業であること」となっているが、各ブロックで50名という意味か。2ブロックで合計50名でもよいか。</p>
<p>本年度全体として50名以上を育成・養成いただきたいと考えています。国費で実施する研修となりますので、受講者数は多いほうが、事業の趣旨としては望ましいと考えておりますが、専門性が高い分野ということに鑑み、年間50名以上としました。</p>
<p>3 「2ブロック以上での実施」について、例えば3日間の集合研修を1ブロック（東京）で実施した後、数か月後に東京及び大阪の二箇所、他のブロックにおいて新たに現地研修を実施することを検討しているが、この形態を「2ブロック以上での実施」とみなすことは可能か。</p>
<p>原則として、ブロックに分かれた研修が前提となります。ただし、研修の一部を1箇所に集まることをもって、2ブロック以上で実施するという要件を満たさないということにはなりません。研修の性質等の理由により、研修の一部を1箇所に集まって行う必要性があれば、企画内容によって総合的に判断されます。東京での研修の講義を大阪に同時中継でつないだ上で、大阪でグループワークを行うなど、遠隔教育の形で、講師は東京・大阪のいずれかで講演・演習を行うことも可能です。本事業では、東京から離れた地域に住む日本語教師にも研修を受ける機会が広く得られるよう、全国で展開できる研修企画を優先的に採択したいと考えております。</p>
<p>4 募集案内の3ページ：「研修プログラムを実践する専門家の派遣」とは、講師が物理的にブロック各地に行くという意味か。一部Zoom等、オンラインでの実施も含めて考えてよいか。</p>
<p>講師が研修実施場所に出向くことを想定しておりますが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑み、オンラインでの実施でも可といたします。</p>
<p>5 「5 研修担当講師の育成」にかかる単位時間及び受講者数に規定はあるか。</p>
<p>「5 研修担当講師の育成」の単位時間数と受講者数に関する要件は特に定めておりません。ただし、本事業は、当該ブロック（地域）において、当該研修が持続可能なものとなることを目指しておりますので、研修担当講師の育成を念頭においていただく必要があります。</p>
<p>6 「研修担当講師の育成」について、全科目の講師を想定しているのか。それとも、研修全体をマネジメントする立場の人材を想定しているのか。</p>
<p>研修全体をマネジメントする人材を想定しておりますが、主な科目を担当する講師を育成いただくことも可能です。</p>

7 「研修担当講師の育成」について、「次年度以降に研修プログラムを実施していく人の育成」とは、当該地域で研修を担当する講師全員を、現地で養成するという意味か。

研修担当講師は、当該地域で同様の研修を行う際に、コーディネーター・アドバイザーとして研修を運営・実施できる人材をイメージしております。よって、現地の人材（実施地域のブロックに居住する方）が望ましいと考えております。イメージとしては、例えば、今回の研修に補助者などとして共に参加し、演習のアシストなどを担当する中で、OJTによって教育理念や方針、方向性などを共有し、当該地域で持続可能な研修の実現に資する人材を育成する方法が考えられます。担当科目の全部ではなく、一部を担う講師であっても構いません。

8 「研修担当講師の育成」について、研修実施地域以外を広く対象にした取組を含めることは可能か。

研修担当講師の育成については、研修実施地域の受講者が含まれていれば、広く募集いただいて構いません。ただし、研修実施地域の人材を育成することが必要です。

9 2020年度に研修を受講し修了した者について、「ブロックでの活用」とは、どのように考えているか。

①初任日本語教師受講修了者については、文化庁HPに名前を記載するとともに、ブロック内の日本語教育を実施する機関、団体、企業、自治体（教育委員会を含む）等に活用を促すために、研修受講証明書等を発行いただくことを考えています。②研修を受けた現地の研修担当講師については、来年度以降、当該ブロックにおいて研修を実施することを念頭に活動していただきたいと考えています。本事業活用後の研修の実施に関しては、都道府県・政令市対象の「（文化庁補助事業）地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用する都道府県・政令市の教育委員会等と連携し、これらの団体から委託を受けるなど、他事業の活用も視野に入れて検討いただきたいと考えています。

10 研修の教育内容には、ブロックによる個別具体的な事情により内容を工夫すべきものがあるのではないか。

求められる日本語教育人材の資質・能力については、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」に示されており、大枠の教育内容は、ブロックによる差はないものと考えています。具体的な指導方法や教育機関との連携の在り方等については、ブロックではなく、地域差（集住地域や散在地域、国籍・在留資格比率など）による違いがあると思います。各ブロック別の「研修検討委員会」等に現地の経済団体や行政、教育委員会担当者や指導主事等の学校教育の関係者を招聘し、地域課題を踏まえた課題設定を行ったり、地域の当事者から現場の実情について学ぶ講義等を含めていただく等、科目内で工夫によって地域性への配慮に対応いただくことが望ましいと考えております。各地の研修デザインを行う際には、研修受講修了者が当該地域にとって必要な専門人材として活躍できるよう、工夫してください。

1 1 「研修担当講師の育成」について、日本語学習支援者研修の場合、各コマを担当する講師だけではなく、地域における現状分析や研修の設計、講師との調整を行なうコーディネーターの育成が欠かせない。「研修担当講師の育成」の対象を「コーディネーターと講師」としてもよいか。

研修担当講師にコーディネーターを含めていただくことは問題ありません。

1 2 「研修担当講師の育成」について、受講者に、実施委員会の他、研修にも OJT として参画してもらい、次年度以降独自の研修を運営できる人材として育成することを計画している。この場合、講師候補者（講師育成対象者）に旅費や出席謝金を支払うことは可能か。

「指導補助者」として研修に参加し謝金や交通費を受け取ることは認められます。また、会議等に出席する場合には、会議出席謝金が認められます。ただし、受講者の立場で研修に参加する際は、他の講師同等の講師謝金を支払うことは認められません。一般管理費を活用いただくなどの対応をしてください。

1 3 開催地域 4 ブロック、各地域 15 名で研修受講者総数が 60 名を想定した企画の場合、総合計額 2,000 万円以上で企画し応募することは可能か。

2,000万円以上で応募する場合には、開催地域が4ブロック以上、研修受講者総数が100名以上という2つの条件を両方満たすことが必須です。60名では要件を満たしません。

1 4 ブロックごとの会場手配や講師への謝金・旅費等の支払いなどの事務一般を委託したいが可能か。

本事業を行うための事務体制を整備していない団体は委託対象外とみなされます。よって、文化庁との連絡業務を含む事務一般の外部への再委託は認められません。

1 5 短期の契約で本事業専用のオフィススペースを借りたいと考えているが、借損料として計上することは可能か。

借損料は、貸し会議室やイベント会場などの一時的な利用について許可するもので、オフィススペースを借りる費用としての計上は認められません。